

静岡県草薙総合運動場(硬式野球場)ネーミングライツパートナー募集に関する質問及びその回答

番号	質問	回答
1	・支払方法について、応募する法人とは、別の法人から支払を行っても良いか。	・応募する法人とは、別法人からの支払も可能です。 ・ただし、県が発行する納入通知書(納付書)は、応募企業へ送付するため、応募企業は、実際の支払法人へ納入通知書を転送した上で、納付処理を行ってください。
2	・既存の看板撤去費用や、パンフレットなどの別で要する経費は、何円程度を想定すれば良いか。	・看板の撤去と、パンフレットの変更は義務ではありません。 ・応募企業がどのような掲出を希望するかにより、要する経費は異なることが想定されます。 ・掲出場所のイメージは、別添の「草薙球場写真」のとおりですので、掲出場所や掲出方法を検討する際の参考としてください。
3	・別法人と応募が競合した場合、一番高い価格を入れた法人が選定されるのか。	・公募要項に記載の「評価項目・基準」の項目のとおり審査を行います(ネーミングライツ料の配点は40点/100点)。
4	・広告代理店が申請窓口となっても良いか。	・広告代理店が申請の窓口となることも可能ですが、提案書の提出や契約は、応募企業が行ってください。

番号	質問	回答
5	・既にある法人のロゴデザインをそのまま、愛称のロゴに利用することは可能か。	・表示されるサインについて、法人名のみ掲出はできません。 ・ただし、既にあるロゴデザインを活用し、愛称の全てもしくは、愛称の略称を掲出することは、可能です。
6	・球場内の外野フェンス、スコアボード、バックネットへのサインの掲出は可能か。	・外野フェンス及びスコアボードへのサインの掲出はできません。 ・その他の広告の掲出を希望する箇所・方法について、県に掲出が可能か相談ください。利用者の安全や、施設管理、周辺景観上問題が無いかどうか判断します。 (※以下は、県が判断する際の例示です。) ・サインについて不安定な掲出方法等が原因で、倒壊の恐れがあり、利用者の安全上問題がないか。 ・立体的な占有を伴うものであり、利用者の通行の阻害にならないか。 ・サイン掲出のために、施設外壁に穴を開ける等、既存施設・設備の破損を伴うものではないか。 ・周辺景観に調和するサインとなっているかどうか。
7	・掲出するサインについて、法人名のみ掲出をして良いか。	・法人名のみ掲出は不可です。 ・愛称の全て、もしくは、その略称のみ掲出が可能です。
8	・硬式野球場正面のエントランス広場(別添草薙球場写真①)の「静岡草薙球場」のサインの掛け替えを行う際に、素材や使用の指定はあるか。	・素材・材質等の指定はありませんが、本紙「番号6」で回答のとおり、利用者の安全や周辺景観等に配慮したデザインとしてください。
9	・球場内外に「静岡草薙球場」と表示された看板、サインはあるか。	・硬式野球場正面のエントランス広場(別添草薙球場写真①)のみです。

番号	質問	回答
10	・ 提案するネーミングライツ料の税抜金額が、1 円単位の金額となっても良いか。	・ ネーミングライツ料の税抜金額が 1 円単位の申請となっても問題ありません。また、税込金額においても同様に、1 円単位の金額となっても問題ありません。
11	・ 球場内の内野席側の放送室外壁(別添、写真箇所)へのサインの掲出は可能か。	9 月 24 日追記 ・ 可能です。 ・ ただし、本紙の質問番号 6 の回答に記載の留意事項に注意した上で掲出いただくことになります。